

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月31日時点

～2022年3月30日

2022年3月31日～

▲専用サービス契約約款 (平成11年経企第27号)

実施 平成11年7月1日

料金表

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容																
(1)～(16) (略)	(略)																
(17) 長期高額 利用に係る基 本額の割引の 適用	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>専用契約者は、長期高額利用期間満了前に長期高額利用回線群を構成する全ての回線について長期高額利用割引及び当社が提供する他の電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の廃止があったときは、その廃止前の種類及びその廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期高額利用期間が満了する料金月までの料金月数 (以下この欄において「残余月数」といいます。)</u> に応じて、<u>次表に掲げる額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u></p> <p><u>ただし、当社が提供する他の電気通信サービスの契約約款及び料金表に定めるところにより次表に掲げる額に相当する額を支払うときはこの限りではありません。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>支払を要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>プレミア1</u></td> <td><u>5万円(5.5万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア2</u></td> <td><u>30万円(33万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア3</u></td> <td><u>60万円(66万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア4</u></td> <td><u>130万円(143万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア5</u></td> <td><u>230万円(253万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア6</u></td> <td><u>330万円(363万円)×残余月数</u></td> </tr> <tr> <td><u>プレミア7</u></td> <td><u>460万円(506万円)×残余月数</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	支払を要する額	<u>プレミア1</u>	<u>5万円(5.5万円)×残余月数</u>	<u>プレミア2</u>	<u>30万円(33万円)×残余月数</u>	<u>プレミア3</u>	<u>60万円(66万円)×残余月数</u>	<u>プレミア4</u>	<u>130万円(143万円)×残余月数</u>	<u>プレミア5</u>	<u>230万円(253万円)×残余月数</u>	<u>プレミア6</u>	<u>330万円(363万円)×残余月数</u>	<u>プレミア7</u>	<u>460万円(506万円)×残余月数</u>
種 類	支払を要する額																
<u>プレミア1</u>	<u>5万円(5.5万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア2</u>	<u>30万円(33万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア3</u>	<u>60万円(66万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア4</u>	<u>130万円(143万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア5</u>	<u>230万円(253万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア6</u>	<u>330万円(363万円)×残余月数</u>																
<u>プレミア7</u>	<u>460万円(506万円)×残余月数</u>																

▲専用サービス契約約款 (平成11年経企第27号)

実施 平成11年7月1日

料金表

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) 長期高額 利用に係る基 本額の割引の 適用	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>削除</u></p>

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月31日時点

～2022年3月30日	2022年3月31日～
-------------	-------------

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;">                     チ (略)                      ツ (略)                      (注1) (略)                      (注2) (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(18)～(20) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		チ (略) ツ (略) (注1) (略) (注2) (略)	(18)～(20) (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;">                     チ (略)                      ツ (略)                      (注1) (略)                      (注2) (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(18)～(20) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		チ (略) ツ (略) (注1) (略) (注2) (略)	(18)～(20) (略)	(略)
	チ (略) ツ (略) (注1) (略) (注2) (略)								
(18)～(20) (略)	(略)								
	チ (略) ツ (略) (注1) (略) (注2) (略)								
(18)～(20) (略)	(略)								

---

	<p><u>附 則 (令和4年3月18日D P S 第00897179号)</u>  <u>(実施期日)</u>                      1 <u>この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。</u>  <u>(経過措置)</u>                      2 <u>この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	---